

最良執行方針\_新旧対照表

変更点

- ・ 関係法令の改正に伴う改定
- ・ 国内株式取引のサービス提供開始に伴う改定

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>最良執行方針</b></p> <p style="text-align: center;">令和 6(2024)年 2月 改定 moomoo 証券株式会社</p> <p>この最良執行方針は、・・・(略)・・・ご参照ください。</p> <p><b>1. 対象となる有価証券</b></p> <p>(1) <u>上場株券等</u>  <u>「上場株券等」とは、国内の金融商品取引所市場(但し、当社の取扱いの対象に含まれていない金融商品取引所市場を除きます。)</u>に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(上場投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託の投資証券)及びETN等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」を指します。(※1)  <u>(※1)「上場株券等」の当社取扱い市場は、現在のところ東京証券取引所(プライム市場・スタンダード市場・グロース市場)のみとなっております。ただし、東証上場外国株、証券保管振替機構の非取扱銘柄(8301 日本銀行)、その他当社が定める銘柄は取扱対象外となります。</u></p> <p>(2) <u>取扱有価証券</u>  <u>「取扱有価証券」とは、フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>最良執行方針</b></p> <p style="text-align: center;">令和 5(2023)年 9 月 moomoo 証券株式会社</p> <p>この最良執行方針は、・・・(略)・・・ご参照してください。</p> <p><b>1. 対象となる有価証券</b></p> <p>(1) (追加) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(上場投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託の投資証券)及びETN等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」</p> <p>(追加)</p> <p>(2) (追加) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」</p>

<p>を指します。(※2)  <u>(※2) 現在、当社では「取扱有価証券」  はお取り扱いしておりません。</u></p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法  当社では、お客様からいただいた上場株券等の売買は、特に指定のない限り、<u>原則的に委託注文として取り次ぎ、次に掲げる方法により執行いたします。</u></p> <p>(1) 上場株券等  (削除)</p> <p>① <u>PTS(私設取引システム)への取り次ぎを含む金融商品取引所外売買の取扱いは行いません。</u></p> <p>② <u>お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。</u>  (削除)  (削除)</p>	<p>(追加)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法  当社では、お客様からいただいた上場株券等の売買に係る委託注文は、特に指定のない限り、次に掲げる方法により執行いたします。</p> <p>(1) 上場株券等  <u>お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS(私設取引システム)への取り次ぎを含む金融商品取引所外売買の取扱いは行いません。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>① <u>お客様が執行すべき金融商品取引所を指定された場合は、ご指定の金融商品取引所に取り次ぎます。</u></p> <p>② <u>お客様から委託注文を受託しましたら、国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所に取り次ぎます。金融商品取引所の売買立会時間外に受注した委託注文については、当該金融商品取引所が売買立会の注文受付を開始した後に取次</u></p>
--	---

<p>③ ②における委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 複数の金融商品取引所に・・・(略)・・・内容をお伝えいたします。<u>(※3)</u></p> <p><u>(※3)ただし、当社取扱い市場以外の市場との重複上場銘柄につきましては、当社取扱い市場のみでのお取り扱いとさせていただきます。現在、当社取扱い市場は、東京証券取引所(プライム市場・スタンダード市場・グロース市場)のみとなっています。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>金融商品取引所市場は・・・(略)・・・最も合理的であると判断されるからです。</p> <p><u>PTS を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社においてこのような執行を行うためには、新たにSORを導入した発注システムの開発及び最良価格検索システム等の開発の他、注文の取り次ぎの委託先においてもシステム開発等を行う必要があります。</u></p> <p><u>その点を踏まえて当社内でSOR等導入の検討を行った結果、お客様にお支払いいただく株式委託手数料等の値上げが避けられないとの結論に至りました。お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手</u></p>	<p><u>ぎます。</u></p> <p>③ ②における委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 複数の金融商品取引所に・・・(略)・・・内容をお伝えいたします。</p> <p>(追加)</p> <p>(c) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>金融商品取引所市場は・・・(略)・・・最も合理的であると判断されるからです。</p> <p>(追加)</p>
--	--

<p><u>数料等の値上げによる影響が大きいと 考えられるため、PTS への取次ぎを含 む取引所外売買の取扱いをせず、国内 の金融商品取引所市場に取り次ぐこと が最も合理的であると判断いたしまし た。</u></p>	
<p>(削除)</p>	<p><u>(2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄) 当社では、基本的に取扱有価証券(フ ェニックス銘柄)の注文はお受けしてお りません。</u> <u>ただし、上場していた当該銘柄を所有 されていたお客様の換金ニーズをすみ やかに実現する必要があると考えま す。お客様からいただいた売却注文 を、注文が集まる傾向がある投資勧誘 を行う金融商品取引業者に取り次ぐこと は、より多くの約定機会を確保すること となり、お客様の換金ニーズを実現でき る可能性が高まると判断されるからで す。</u></p>
<p><b>4. その他</b> (1)(略) ①～③(略) ④ 単元未満株の取引 <u>単元未満株を取り扱っている金融商品 取引業者に取り次ぐ方法(銘柄によりお 取扱いできない場合があります)、ある いは当社が自己で直接の相手方となる 売買(仕切売買)によって執行いたしま す。なお、具体的な執行方法につつま しては、当社にお問い合わせいただ いたお客様にその内容をお伝えいたしま す。</u></p>	<p><b>5. その他</b> (1)(略) ①～③(略) ④ 単元未満株の取引 <u>(追加)</u></p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>単元未満株を取り扱っている金融商品 取引業者に取り次ぐ方法</u> <u>なお、1株に満たない株については、取 扱いしていません。</u></p> <p><u>⑤ 信用取引の決済</u> <u>新規建てを行った金融商品取引所で執</u></p>

<p>(2) システム障害等により、やむを得ず、上記「2. 最良の取引の条件で執行するための方法」に掲げる方法に基づく執行を行うことができない場合があります。この場合は、お客様の注文の執行が速やかに行われることを優先しつつ、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><b>ご注意</b>  <u>最良執行義務は、基本的に最も有利な価格により注文を執行する義務を指すものですが、これに関わらず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行することも最良執行義務の範囲内でありま</u>  <u>す。したがって、価格のみに着目すれば事後的に最良でないように見える取引であっても、それのみをもって最良執行義務の違反になるものではない点にご留意いただきたいと存じます。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>行するものとします。</p> <p>(2) (追加)</p> <p><u>システム障害等により、やむを得ず、本最良執行方針に定める方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</u></p> <p>(3) <u>インターネット取引での注文の際は、あらかじめ主要市場が表示されていますが、お客様ご自身で執行する金融商品取引所を指定していただくことも可能です(ただし、信用取引の決済においては上記(1)で定める制約がございます。)</u></p> <p><b>ご注意</b>  (追加)</p> <p><u>この最良執行方針は、金融商品取引法の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件でご注文を執行するための方針を定めたものです。最良執行義務とは、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要</u></p>
---	--

<p>別紙(根拠:最良執行方針) (略)</p>	<p style="text-align: center;">以上</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p>素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、<u>そのみをもって最良執行義務に違反することには必ずしもならないものとされており</u>ます。</p> <p>別紙(根拠:最良執行方針) (略)</p>
------------------------------	---

以上